

松江市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 160 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 略 (休館日の特例)	1 略 (休館日の特例)
2 研修施設の休館日に関する第 9 条の規定の適用については、令和 5 年 4 月 1 日から <u>令和 9 年 3 月 31 日</u> までの間に限り、同条を適用せず、休館とする。	2 研修施設の休館日に関する第 9 条の規定の適用については、令和 5 年 4 月 1 日から <u>令和 8 年 3 月 31 日</u> までの間に限り、同条を適用せず、休館とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。